

統第193号 令和7年国勢調査に係る広報業務(テレビスポット、ラジオスポット、新聞広告、交通広告) 質問・回答

	質問内容	回答
1	(留意事項)において、掲示ポスターについては、県統計分析課が用意するとなっていますが、印刷や発送の工程はどちらが担う形になりますでしょうか。	掲示ポスターは県で用意しています。県から受託業者へ受け渡し、広告媒体企業等へは受託業者から発送をしていただきます。
2	山陽新聞広告の「掲載面」指定はありますか。	ありません。
3	ポスター掲示のポスターはどのように扱われるでしょうか。(例: 県から受託業者への受け渡し後、受託業者から各掲示先に納品)	県から受託業者へ受け渡し、広告媒体企業等へは受託業者から発送をしていただきます。
4	仕様書中、「5 留意事項(5)」の、「テレビスポットの放送内容のDVD」には具体的に何を収録すればよいですか。同じく「放送実績」は「放送局発送の放送確認書」で良いですか。	収録内容は2つのパターン毎に、当該CM動画の前後5分程度を含めた任意の放送(1番組)の録画をお願いします。 「放送実績」はお見込みのとおりです。
5	仕様書中、「5 留意事項(5)」の、「ラジオスポットの放送内容のCD-R」には具体的に何を収録すればよいですか。同じく「放送実績」は「放送局発送の放送確認書」で良いですか。	収録内容は、当該CM音声の前後5分程度を含めた任意の放送(1番組)の録音をお願いします。 「放送実績」はお見込みのとおりです。
6	仕様書中、「5 留意事項(5)」の、ポスター掲示の「掲出状況を撮影」は具体的には各掲示先でどのように撮影したものが必要ですか。	JR中吊ポスターは山陽本線等電車、吉備線等普通気動車各1枚ずつ、 JR駅貼りポスターは各駅毎に全てのポスター、 バス車内ポスターは掲示バス会社毎に1枚、 私鉄電車中吊ポスターは掲示路線毎に1枚 を掲示されている状況がわかるように撮影してください。